

視点 食文化壊す種子法廃止

農民運動全国連合会
事務局長

吉川 利明



稲、麦、大豆の種子の生産や普及を都道府県に義務付ける主要農作物種子法（種子法）廃止法案が3月8日、衆議院農水委員会で審議入りし政府与党は今国会での成立を狙っています。

種子は人類共有の公的な財産であり、最も基本的な農業生産資材です。

種子供給の過不足が農業生産を直接左右し、種子の品質の良否が農作物の生産性や品質の良否に直結します。どの国でも種子政策が農業政策上の基本事項の一つとされ、品種改良の促進や種子の安定供給体制の確立、流通の適正化のための措置が取られてきました。これらの措置を日本で具体化したのが種子法です。

種子法は、1952(昭

和27)年、サンフランシスコ講和条約が発効し、日本の主権が回復した年に、戦後の食糧難に、国が責任を持つて国民に食糧を供給するために、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されました。種子法には、稲・麦・大豆の種子を対象に都道府県による自都道府県内に普及すべき優良品種(奨励品種)の指定、原種および原原種の生産、種子生産ほ場の指定並びに種子の審査制度等が規定されています。そして「種子制度運用基本要綱」では、「奨励品種」を決定するに当たっては「当該都道府県における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農産物の需要動向等を十分考慮する」と細かく配慮された種子が選定・普及されてきました。

種子法は、これまで日本の米・麦・大豆で様々な品種をもたらし、私たちの食生活を豊かにしてきました。お米では、伝

統的なコシヒカリ、あきたこまち、ひとめぼれに加え、ゆめぴりか(北海道)、青天の霹靂(青森)、

巨大資本の種子独占招き 自家採種閉ざされる恐れ

卓を豊かにしています。大豆もそれぞれの土地にあった多様な品種があり、煮豆や枝豆のみならず、豆腐や納豆、みそなどの食べ物になり、私たちの食文化の幅を広げました。

今回の種子法廃止は、

規制改革推進会議が「都道府県が自ら開発した品種を優先して奨励品種に指定し、公費を投入して普及させており、民間の品種開発の意欲を阻害している」として提起したものです。

また、今国会に提出されている農業競争力強化支援法では、「国が講ずべき施策」として、「民間による種子や種苗の生産・供給の促進」を盛り込み、民間事業者に国や都道府県が持つ種子や施設の提供を進め、種子の開発を活性化させるとしています。

公的機関が担ってきた種子開発のノウハウや遺伝子資源、施設設備を民間企業に開放することを狙っています。

民間企業の参入機会の増大は、外資による国民の基本食糧の種子の支配を招くことにつながりかねません。また、現在公的に負担されている開発・普及経費なども含めて、種子代を押し上げるものであり、生産者にも消費者にも新たな負担を押し付けることになりま

す。さらに、種子が民間企業の特許の対象になれば、生産者が自家採種することもできなくなりま

種子を民間に開放した米国では、大豆の種子の8割近くをモンサントやデュポンなどのバイオ企業4社で占め、そのほとんどが遺伝子組み換え大豆です。遺伝子組み換え大豆の種代は、20年間に4倍も上がり農家の経営を圧迫しています。また、農家が自家採取すれば特許侵害として「モンサントポリス」に訴えられ、多額の賠償金を支払われ

れます。少数の品種が世界を覆い、従来の品種が失われていくと食文化が失われるのみならず、病気が発生した際に、壊滅的危機を招きます。

いのちの源である食糧さえ、外資を含む民間企業のもうけのために開放するアベノミクス農政は許せません。主要農作物種子法の廃止は、絶対に認められません。